

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

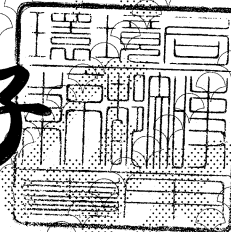
氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 11月 26日

許可の有効年月日 令和11年 11月 25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②廃酸（pH2.0以下のもの）

③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、④感染性産業廃棄物

⑤特定有害産業廃棄物 ア、廃水銀等、イ、廃石棉等、

ウ、金属等を含む廃棄物（裏面別表1のとおり）

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②廃酸（pH2.0以下のもの）

③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、④感染性産業廃棄物

⑤特定有害産業廃棄物 ア、廃水銀等、ウ、金属等を含む廃棄物（裏面別表1のとおり）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面別表2のとおり）

施設所在地：東京都墨田区本所四丁目2-9番2号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

(5) 積替え保管を行う各廃液タンクには、同一種類の廃液以外混合をしないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 11月 26日 新規許可

令和 4年 11月 26日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

産廃エキスパート

都認定番号:6-23-B0043S
(認定は感染性産業廃棄物)

東京都

(裏面)

許可番号 第13-60-003177号

別表1 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一、二、ジクロロエタン	一、一、ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一、一、一、トリクロロエタン	一、一、二、トリクロロエタン	一、三、ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一、四、ジオキサン	ダイオキシン類	
燃え殻		-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
鉱さい		○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ばいじん		○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

別表2 積替え保管施設

施設所在地：東京都墨田区本所四丁目2-9番2号

積替え保管面積：365.6㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
廃油	パイプカーゴ (容器保管)	1個 : 0.9㎡
廃酸、特定有害産業廃棄物 (廃酸)	5㎡タンク	2基 : 10.0㎡
廃アルカリ、特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ)	2㎡タンク	2基 : 4.0㎡
廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)	1.16㎡パレットコンテナ12個 (容器保管)	: 13.9㎡*
廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物 (別表1のとおり)	1.16㎡パレットコンテナ4個 (容器保管)	: 4.64㎡*
廃酸 (廃バッテリーに限る。)	1.16㎡パレットコンテナ1個	: 0.09㎡
感染性廃棄物	冷蔵庫 (容器保管)	: 1.30㎡
特定有害産業廃棄物 (廃水銀等)	1.15㎡パレットコンテナ1個 (容器保管)	: 1.15㎡
特定有害産業廃棄物 (廃油)	200Lドラム缶	4本 : 0.8㎡
	保管量合計	: 36.78㎡

※ 保管量は、産業廃棄物との合計保管量である。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。